

## Olive フレキシブルペイ会員規約

本規約は、株式会社三井住友銀行（以下「当行」という。）と三井住友カード株式会社（以下「当社」といい、当行および当社を総称して「両社」という。）が発行する「Olive フレキシブルペイ」の会員に適用される規約です。

### 【用語の定義】

本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。

1. 本フレキシブルペイ  
両社が共同で提供するサービス（機能）の総称かつカード名称である Olive フレキシブルペイ（キャッシュカード機能は除く）
2. フレキシブルペイ  
支払いモードのいずれかを指定して商品の購入あるいは役務の提供が受けられる等の機能
3. 本カード  
当社が発行会社となり会員へ貸与する物理的なプラスチックカード
4. 支払いモード  
本フレキシブルペイにおける支払い方法（デビットモード、クレジットモード、ポイント払いモード）の総称
5. デビットモード  
本フレキシブルペイご利用時、ご利用金額が即時払い（お支払の都度、決済口座から引落）となる、デビットカードとしての支払い方法
6. クレジットモード  
本フレキシブルペイご利用時、ご利用金額が後払いとなる、クレジットカードとしての支払い方法
7. ポイント払いモード  
本フレキシブルペイご利用時、あらかじめチャージした残高の範囲内でのご利用となる、Vポイントアプリのバーチャルプリペイドとしての支払い方法
8. VpassID 登録用会員番号  
本フレキシブルペイの一部サービスの利用や、VpassID および PW を作成いただくために必要な、クレジットモードに対応した会員番号
9. 三井住友銀行アプリ  
当行が提供する公式スマートフォンアプリ。インターネットバンキング（SMBCダイレクト）の一部機能や、本フレキシブルペイの支払いモードの変更、ご利用明細の確認等が可能。

#### 10. Vpass アプリ

当社が提供する公式スマートフォンアプリ。会員インターネットサービス Vpass の主な機能や、本フレキシブルペイの支払いモードの変更、ご利用明細の確認等が可能。

#### 11. V ポイントアプリ

当社が提供する公式スマートフォンアプリ。貯まった V ポイントを日々のお買い物等でお支払いが可能。

#### 12. 決済用カード情報

決済を行うために必要な会員番号・有効期限・セキュリティコード等の情報

#### 13. 本カード情報

各支払いモードに対応した会員番号・有効期限・セキュリティコード等の情報(VpassID 登録用会員番号も含む。)

#### 14. 決済口座

本フレキシブルペイの利用によって加盟店等に支払うべき一切の支払代金等の決済を行う申込口座

#### 15. 本プリペイド

当社が前払式支払手段発行者として発行する V ポイント残高

## 第1部 一般条項（優先条項）

### 第1条（目的及び優先規定）

1. 本規約は、本フレキシブルペイの発行条件、機能および使用方法等その他本フレキシブルペイに関連する両社と会員（第3条で定義）に関する法律関係について定めるものとします。
2. 本規約第2部以降に記載されている規約の条項と本規約第1部に記載されている条項が矛盾抵触する場合には、本規約第1部に記載されている条項を優先して適用するものとします。この矛盾抵触がないものについては、全ての部の規定が適用されるものとします。

### 第2条（本フレキシブルペイの概要）

1. 当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限・セキュリティコード等を登録した会員の申込区分に応じた物理的な本カードを貸与します。
2. 本フレキシブルペイには会員が三井住友銀行アプリまたは Vpass アプリ（以下「両社所定のアプリ」という。）を用いて本カードについて、支払いモードのいずれかを指定して商品の購入あるいは役務の提供が受けられる等の機能があります。
3. 本フレキシブルペイにおける支払い方法にはデビットモード、クレジットモード、

ポイント払いモードの3種類があります。会員は、決済用カード情報を用いて、両社所定のアプリ上で各支払いモードを切り替えて支払いに利用できるものとします。

4. 本フレキシブルペイのお支払いにご利用いただく決済用カード情報は、本カードをお届けするカード台紙および、両社所定のアプリ上で開示する情報となります。決済用カード情報とは別に、各支払いモードに対応した本カード情報により両社は支払いモードの種別を管理します。これらのカード情報は、両社が送付する書面およびその他の通知等に一部記載がされる場合があります。

なお、本フレキシブルペイのお支払いにご利用いただく決済用カード情報とは別に、両社所定のアプリにて、VpassID登録用会員番号が開示されますが、お支払いにはご利用いただけません。VpassID登録用会員番号を利用した場合に（ただし、当社が指定した場合を除きます。）、会員に生じるポイント付与減算等の不利益については、当行もしくは当社または両社の責に帰すべき事由がある場合を除き、両社は何ら責を負わないものとします。

5. 会員は、本フレキシブルペイの申込みにあたり、デビットモードとクレジットモードの利用申込をしたこととなります。ただし、18歳未満の方はクレジットモードの申込ができませんので、本フレキシブルペイの申込みをした会員が18歳未満の方の場合には、デビットモードの利用申込をしたこととなります。なお、ポイント払いモードを利用するためには、本規約第7条に基づき別途Vポイントアプリとの紐づけが必要です。

デビットモードについては、日本国内に居住する満0歳以上の個人かつ当行に普通預金口座を開設した方のうち、両社が適格と認めた場合にのみデビットモードをご利用いただけるようになります。なお、15歳未満の方については、デビットモードの当初の利用可能限度額を0円とし、入会后両社所定のアプリから利用可能限度額の設定を変更することでデビットモードをご利用いただけるようになります。

クレジットモードについては、新規で当行の普通預金口座と合わせて本フレキシブルペイの申込みをした場合、当行が提供する三井住友銀行アプリにログインすることで、その審査が開始され、当社が適格と認めた場合にのみクレジットモードをご利用いただけるようになります。また、本フレキシブルペイ申込み後、一定期間三井住友銀行アプリにログインしなかった場合、クレジットモードは申込取下げとなりご利用いただけません。既にお持ちの当行の普通預金口座を決済口座とし、本フレキシブルペイに申込みした場合は、クレジットモードの審査は本フレキシブルペイの申込み後、自動で開始され、当社が適格と認めた場合にのみクレジットモードをご利用いただけるようになります。

6. 本フレキシブルペイには各支払いモードについて提供しているそれぞれの付帯サービスがあります。なお、当社が発行する他の商品に提供される付帯サービスであっても、本フレキシブルペイの各支払いモードではご利用いただけないサービスがございます。

7. 会員は、本カード発行後、追加でクレジットモードのご利用を希望する場合は、保有している本フレキシブルペイを一度解約し、新規で本フレキシブルペイの申込みをしなけ

ればならないことをあらかじめ承諾するものとします。

8. 会員は、本フレキシブルペイの決済口座の変更が出来ないことをあらかじめ承諾するものとします。

### 第3条（会員）

他の規約の定めに関わらず、両社に対し本規約を承認のうえ本フレキシブルペイの入会申込みをした日本国内に居住する個人かつ当行に普通預金口座を開設した方のうち、両社が適格と認めた方を会員とします。なお、決済口座として指定可能な普通預金口座の種類は他の規約の定めに関わらず当行所定の種類に限るものとします。また、当社が入会申込みを認めた日を契約成立日とします。

### 第4条（本フレキシブルペイの取引を行う目的）

会員は本フレキシブルペイを第2部・第3部・第4部の各条項に定める範囲内で、生計費決済としてのみ利用することができます。会員は、両社所定のアプリを利用することで、本フレキシブルペイのご利用金額の確認や各種設定を行うことができます。

### 第5条（年会費）

1. 会員は、当社に対して所定の年会費を両社所定の方法により支払うものとします。
2. 年会費の支払時期は本カード送付時に通知するものとします。なお、当行もしくは当社または両社の責に帰すべき事由により退会または会員資格を喪失した場合を除き、支払済の年会費は理由の如何を問わず返還しません。
3. 当社は当該年会費を会員に当社所定の方法で通知の上で変更する場合があります。

### 第6条（本フレキシブルペイ利用代金等の決済方法）

会員は、本フレキシブルペイのご利用にあたり、以下各項に定める内容についてあらかじめ承諾するものとします。

1. 会員は、あらかじめ、本フレキシブルペイの支払いモードを両社所定のアプリを使って指定するものとします。会員が本フレキシブルペイを利用した場合、その時点で指定されている支払いモードによって決済がされるものとします。ただし、会員が指定した支払いモードに関わらず、当社が指定した支払いモードにおいて決済がなされる場合があります。
2. 本フレキシブルペイ利用時、会員が指定した支払いモードではなく、当社が指定した支払いモードに基づいて決済、返品が行われた場合、後日、会員への事前通知なしに会員が指定した支払いモードに請求あるいは返品対応を変更する場合があります。その際、ご利用明細上の表記が元のご利用先の加盟店とは異なる名称で加減算を行います。
3. 本フレキシブルペイの支払いモードについて、両社の都合により支払いモードの

変更を制限する場合があります。

4. 本フレキシブルペイ利用時、一時的に請求や返品が重複する場合があります。
5. 本フレキシブルペイ利用時、当社が指定した支払いモードに基づいて会員に対する請求を行った際に、支払いが遅延した場合は、指定信用情報機関への支払い遅延にかかる信用情報登録が行われる場合があります。
6. 本フレキシブルペイ利用時、当社が指定した支払いモードに基づいて会員に対する請求・返品を行った場合、各支払いモードで行われる加減算を考慮の上で、ポイントの付与が行われます。
7. 本フレキシブルペイで Apple Pay または Google Pay モバイルペイメントの利用申込みにより設定された iD を利用した場合は、両社所定のアプリで指定した支払いモードに関わらず、デビットモードでの支払いとなります。

#### **第7条 (ポイント払いモードの利用)**

1. 会員が本フレキシブルペイを用いてポイント払いモードを利用する場合は、Vポイントアプリを、当社所定の方法により本フレキシブルペイと紐づけることが必要です。また、本プリペイドを当社所定の方法によりチャージする必要があります。
2. 会員は、前項に定める紐づけの際にVポイントアプリのご利用状況によって紐づけができないことおよび紐づけが完了した場合であってもVポイントアプリ上のプリペイドカードの会員番号が変更されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。
3. 会員は、本フレキシブルペイとVポイントアプリとの紐づけの際に、Vポイントアプリ側で設定したモバイルペイメント(Apple Pay または Google Pay モバイルペイメント)の設定が解除され数日間再設定ができない場合があること、ならびにVポイントアプリ側のプリペイドカードの会員番号が変更される場合があることにあらかじめ承諾するものとします。
4. 会員は、本プリペイドにチャージされている残高に応じて本フレキシブルペイを用いてポイント払いモードを利用することができます。
5. 会員は、本フレキシブルペイとVポイントアプリとの紐づけと紐づけ解除を同日中には実施できないことを確認し、日を跨いでの実施が必要であることをあらかじめ承諾するものとします。
6. 本プリペイドを解約した場合、当然に本フレキシブルペイとVポイントアプリとの紐づけも解除されることを会員はあらかじめ承諾するものとします。

#### **第8条 (本フレキシブルペイの有効期限)**

1. 本フレキシブルペイの有効期限は、当社が指定するものとし、両社所定のアプリ上に表示された月の末日までとします。ただし、当社は、会員番号の変更その他の事情により、本フレキシブルペイの有効期限の満了前に新たな本カードを発行することができるものと

します。この場合、従前の本カードは、会員が新たな本カードを受領したときから利用できなくなるものとします。また、届出住所宛に当社が送付した新たな本カードが不着となった場合等、当該届出住所宛に新たな本カードを発送しても到着しないと当社が認める場合および当社が定める一定期間本カードの利用が認められない場合には、当社が定める期間の経過後に、本フレキシブルペイは利用できなくなるものとします。

2. 会員から本フレキシブルペイの有効期限の2ヵ月前までに両社所定の方法による本フレキシブルペイの解約申出がなく、両社が引き続き会員として認める場合には、当社が新たな本カードを送付します。ただし、届出住所宛に当社が送付した郵便物が不着となった場合等、当該届出住所宛に郵便物を発送しても到着しないと当社が認める場合および当社が定める一定期間本カードの利用が認められない場合には、送付を保留することができるものとします。

3. 会員は、第1項にしたがって新たな本カードが発行された場合における従前の本カード、または有効期限到来後の本カードを会員の責任において切断・破棄するものとします。

4. 本フレキシブルペイの有効期限内における本カード利用による支払いについては、有効期限到来後といえども本規約を適用するものとします。

## 第9条（会員資格の取消）

1. 両社は、会員が以下各号のいずれかに該当した場合、あるいはこれらに準じる場合として両社において会員として不適格であると合理的に認めた場合には、通知・催告等を経ずに会員資格を取消することができるものとします。

①本フレキシブルペイの申込に際し、氏名、住所、勤務先等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合

②本規約のいずれかに違反した場合

③会員の本フレキシブルペイの利用状況が不適當若しくは不審があると両社のいずれかが判断した場合

④会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合

⑤会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の(1)から(2)のいずれかに該当した場合

(1)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(2)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑥会員が、自らまたは第三者を利用して、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する行為をした場合

(1) 暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 (5)その他前記(1)から(4)に準ずる行為

⑦両社または両社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の(イ)から(ホ)に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合

(第三者を利用して行った場合を含む)

(イ)暴力、威嚇、脅迫、強要等 (ロ)暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動 (ハ)人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 (ニ)長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ (ホ)金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等

⑧会員に対し SMBC デビット会員規約第5条第5項または第14条第4項に関する調査等が完了しない場合や会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合

⑨決済口座が解約された場合、または日本国内の居住で無くなった場合

⑩会員が各支払いモードにおいて上記①から⑨に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合

2. 会員が会員資格を取消された場合、両社が必要と認めたときは、会員は速やかに本カードを当行または当社に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は両社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。

3. 当社は、会員資格の取消を行なった場合、本フレキシブルペイの無効通知並びに無効登録を行い、加盟店等を通じて本カードの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等から本カードの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。

4. 会員は、会員資格の取消後においても、本フレキシブルペイを利用しまたは第三者に本フレキシブルペイを利用された場合(本カード情報の使用を含む)には、当該使用によって生じた全ての債務について支払いの責を負うものとします。

## 第10条(各支払いモードにおける会員資格の取消について)

1. 第2部以降に記載されている規約の条項に基づき、当行または当社が各支払いモードの会員資格を取消した場合でも、本フレキシブルペイの会員資格を取消しない場合があります。当社が、各支払いモードの会員資格を取消した際、当該支払いモードを除くその他の支払いモードの会員資格については、以下各号に記載のとおりです。

① 両社がデビットモードの会員資格を取消した場合は、本フレキシブルペイの会員資格を取消し、当行から後日キャッシュカード(普通預金)等を発行し、貸与するものとす

ます。この取扱いに伴う不利益・損害等について、当行もしくは当社または両社の責に帰すべき事由がある場合を除き、両社は責任を負わないものとします。また、デビットモードの会員資格を取消した際、クレジットモードの会員資格も併せて取消となります。ポイント払いモードをご利用の場合は、本フレキシブルペイとVポイントアプリの紐づけを解除します。

② 当社がクレジットモードの会員資格を取消した場合、デビットモード、ポイント払いモードのご利用は引き続き可能です。

③ 当社がポイント払いモードの会員資格を取消した場合は、デビットモード、クレジットモードのご利用は引き続き可能です。

### 第11条（退会）

1. 会員が退会する場合は、両社所定の方法により届出るものとします。この場合、両社が必要と認めた場合には、貸与している本カードを当行に返却するものとします。

2. 会員は、退会する場合には、当社が請求したときには、一括して本規約に基づく債務を支払うものとします。また、退会後においても、本フレキシブルペイを利用または第三者に本フレキシブルペイを利用されたとき（本カード情報の使用を含む）は当該使用によって生じた本フレキシブルペイの利用代金等について全ての支払いの責を負うものとします。

3. 会員が退会する場合は、支払いモード単位でサービスを退会することはできません。本フレキシブルペイを退会する場合、デビットモード・クレジットモードの利用ができなくなり、ポイント払いモードはVポイントアプリとの紐づけが解除されます。紐づけ解除後、本プリペイドは引き続きご利用が可能です。

### 第12条（本フレキシブルペイサービスの改廃、解約）

両社は、金融情勢、法令その他諸般の状況の変化その他相応の事由がある場合には、当行の店頭表示その他相当の方法で公表することにより、本フレキシブルペイサービスの一部または全部の利用を停止し、または解約できるものとします。

### 第13条（紛失・盗難、偽造）

1. 本カード、決済用カード情報または本カード記載の情報（以下まとめて「本カード情報等」という）が紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難等」という）により第三者に知られた場合あるいは第三者に本カードを取得された場合、会員が両社所定のアプリで本カードを利用停止設定にしていたとしても、本カードが不正利用される場合があります。不正利用された場合、会員は、本カードまたは本カード情報等の利用により発生する利用代金についての全ての支払いの責を負うものとします。但し、本条第3項の適用により会員の損害がてん補されることを妨げません。



2. 会員は、本カードまたは本カード情報等が紛失・盗難等にあった場合、速やかにその旨を両社所定の方法で両社に通知し、最寄警察署に届出るものとします。両社への通知は、改めて文書で届出ていただく場合があります。ただし、本カード情報等の紛失・盗難等については、両社への通知で足りるものとします。

偽造カードの使用に係る債務については、会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。

ただし、偽造カードの使用について会員に故意または過失があるときは、本フレキシブルペイの偽造カードの使用に係る債務について会員が支払いの責を負うものとします。

両社は、本カードが第三者によって拾得される等、両社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があると判断した場合、その任意の判断で本フレキシブルペイを無効登録できるものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

3. 前2項の規定にかかわらず、紛失・盗難等により他人に本カードまたは本カード情報等を不正利用された場合であって、本条第2項に従い警察および当社への届出がなされたときは、第2部以降に記載されている規約の条項に基づき会員が被る本カードまたは本カード情報等の不正利用による損害をてん補します。

#### **第14条（カードの切替）**

1. 既に両社発行の SMBC デビットを保有している会員が、新規に本フレキシブルペイの利用申込をした場合、既に保有している SMBC デビットが利用できなくなることを会員はあらかじめ了承するものとします。

2. 既に本フレキシブルペイを保有している会員が、異なる種類の本フレキシブルペイへの申込みを希望した場合、現在保有している本フレキシブルペイを一度解約し、その後新規で本フレキシブルペイの申込みをするものとします。

#### **第15条（本フレキシブルペイの通知）**

1. 他の規約の定めに関わらず、当社は会員が本フレキシブルペイ申込の際に入力した電子メールアドレス（以下「会員指定アドレス」という）宛に本フレキシブルペイの利用を通知する電子メールを送信します。ただし、ポイント払いモードを指定して利用した場合は送信しません。また、デビットモードを指定して本フレキシブルペイを利用した場合、電子メールの通知を停止することはできません。

2. 会員は、本フレキシブルペイの利用に関する通知が支払いモードによって、通知される時期や内容が異なる場合があることをあらかじめ了承するものとします。

#### **第16条（カード利用制限サービス）**

1. 会員は、両社所定のアプリにおいて、本フレキシブルペイのデビットモードの利用限度額の変更、本フレキシブルペイの利用停止・解除等、両社所定のサービスを利用するこ

とができます。

2. 両社所定のアプリで本フレキシブルペイの利用停止を設定していなくても、Vポイントアプリの利用停止を設定していた場合、本フレキシブルペイのポイント払いモードはご利用いただけません。

3. 会員は、両社所定のアプリにおいて、本フレキシブルペイのデビットモードの利用限度額を、国内の加盟店での利用、国外の加盟店での利用、1回あたりの利用等、両社所定の項目毎に設定することができます。

4. 会員は、両社所定のアプリにおいて、本フレキシブルペイの利用を、国外の加盟店での利用、非対面取引での利用等、当社所定の項目毎に設定することができます。

5. 前三項のサービスについては、会員が利用した加盟店が利用しているネットワークの設定等によって結果が左右されるため、会員が両社所定のアプリで設定した条件・内容に従ってサービスが提供されることを両社が保証するものではありません。また、会員は、ポイント払いモードが、カード利用設定サービスの一部対象外となることをあらかじめ了承するものとします。

#### **第17条（届出事項の変更等）**

1. 会員は、両社に届出た氏名、住所、電話番号、会員指定アドレス、職業、勤務先、その他の項目（以下総称して「届出事項」という。）に変更が生じた場合、遅滞なく、両社所定の方法により変更事項を届出するものとします。届出された変更事項は本フレキシブルペイのデビットモードとクレジットモードに適用されます。届出された変更事項は、支払いモードによって適用される時期が異なり、どちらか片方にしか適用されない場合もあります。なお、その場合に生じた会員の不利益・損害等については、当行もしくは当社または両社の責に帰すべき事由がある場合を除き、両社は責任を負わないものとします。届出された変更事項はポイント払いモードには適用されませんので、別途Vポイントアプリで当社が案内する方法により変更事項の届出が必要です。

2. 会員は、自ら本フレキシブルペイの暗証番号を変更する場合その他両社が必要と認める場合には、遅滞なく、両社所定の届出用紙を両社所定の方法により提出することにより、変更事項の届出を行うものとします。なお、届出事項の変更にあたり、本カードを（本カード受領前の場合は変更前の本カードを受領後速やかに）当社または当行が回収する場合があります。ただし、ポイント払いモードの暗証番号の変更は、本項に規定する手続ではできません。なお、両社は、届出事項の変更により新たに本カードが会員に交付されるまでの間、会員が本フレキシブルペイを利用できなくなることに伴う不利益・損害等について責任を負わないものとします。

3. 第1項の届出がなされていない場合でも、両社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る第1項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、

会員は、両社の当該取扱いにつき異議を述べることはできません。

4. 第1項の届出がないために、両社からの通知または送付書類その他の物が延着または不着となった場合には、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときを除きます。

5. 会員は、両社が必要と判断した場合、カードデザインを予告なく変更することについてあらかじめ承諾するものとします。

6. 当社は会員への意思表示・通知について、意思表示・通知を省略しても会員に不利益がない場合には、これを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。

### 第18条（本規約の変更、承認）

1. 本規約の各条項およびその他の条件は、金融情勢、法令その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行の店頭表示、両社ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

2. 前項の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

### 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私（会員の名義人）は、次の(1)に規定する暴力団員等もしくは(1)の各号のいずれかに該当する場合、(2)の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または(1)に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明し会員資格が取り消された場合、当然に両社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも両社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。

(1) 両社との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の(イ)(ロ)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

(イ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(ロ) 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(2) 自らまたは第三者を利用して、次の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する行為を行

わないことを確約いたします。

(イ)暴力的な要求行為(ロ)法的な責任を超えた不当な要求行為(ハ)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為(ニ)風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為(ホ)その他前記(イ)から(ニ)に準ずる行為。

## 第2部 支払い方法：デビットモード条項

### 第1条 (デビットモード)

会員は本フレキシブルペイを申し込むにあたっては、デビットモードを利用するために、本規約とともに、フレキシブルペイ デビットモードのご利用上の留意事項、SMBC デビット会員規約、個人情報の取扱いに関する同意条項、三井住友フィナンシャルグループにおける個人データの共同利用に関する同意、SMBC デビット会員用 WEB サービス利用特約、デビット一体型キャッシュカードに関する特約、電磁的方法による書面交付に関する同意条項、Google Pay モバイルペイメント特約 (デビットカード用)、「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約、電磁的方法による書面交付に関する同意条項 (Google Pay モバイルペイメント (デビット)) に準拠し、この最新版を確認のうえ、これらに同意することが必要です。

[https://www.smbc-card.com/olive\\_flexible\\_pay/kiyaku/index.jsp](https://www.smbc-card.com/olive_flexible_pay/kiyaku/index.jsp)

### 第2条 (特記事項)

1. 前条で記載されている規約の条項に関わらず、本フレキシブルペイのデビットモードを利用する場合は、SMBC デビット会員用 WEB サービスのご利用はできません。
2. デビットモードの取引条件表示 (ご利用可能限度額)

本フレキシブルペイのデビットモードにおけるご利用限度額の初期設定は以下の通りとなります。

	国内ショッピング	海外ショッピング	海外現金引出
1回	50万円	50万円	10万円
1日	50万円	50万円	10万円
1カ月	50万円	50万円	30万円

※15歳未満のお申込については、デビットモードの利用可能限度額を0円として発行します。ただし、入会后両社所定のアプリから利用可能限度額の設定を変更することで本フレキシブルペイを利用することができます。

## 第3部 支払い方法：クレジットモード条項

### 第1条 (クレジットモード)

会員は本フレキシブルペイを申し込むにあたっては、クレジットモードを利用するた

めに、本規約とともに、三井住友カード会員規約（個人会員用）、個人情報の取扱いに関する同意条項、リボルビング払い専用カード特約、安心オプション特約、マイ・ペイすりぽ会員特約、デビュープラス会員特約、ヤングゴールドカード会員特約、プライムゴールドカード会員特約、家族カードパーソナルアカウントタイプ特約、さくら UC カードからの切替会員に関する特約、三越カードの切替会員に関する特約、三井住友銀行経由申込みのクレジットカード規定、カードレスカード会員特約、SMBC ファイナンスサービスからの切替会員に関する特約、電磁的方法による書面交付に関する同意条項、カードの即時発行に関する特約、VpassID 規約、WEB 明細規約、V ポイント特約、に準拠し、この最新版を確認のうえこれらに同意することが必要です。

[https://www.smbc-card.com/olive\\_flexible\\_pay/kiyaku/index.jsp](https://www.smbc-card.com/olive_flexible_pay/kiyaku/index.jsp)

## 第2条（特記事項）

1. 前条で記載されている規約の条項に関わらず、本フレキシブルペイでは家族カードを申込むことはできません。
2. 前条で記載されている規約の条項に関わらず、本フレキシブルペイでは海外キャッシングサービスのご利用はいただけません。
3. 前条で記載されている規約の条項に関わらず、本フレキシブルペイのクレジットモードを利用した際の当社に支払うべき債務の支払期日は、他の規約の定めに関わらず毎月26日とします。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

## 第4部 支払い方法：ポイント払いモード条項

### 第1条（ポイント払いモード）

会員は本フレキシブルペイのポイント払いモードを利用する場合は、スマートフォンアプリ「Vポイント」アプリ利用規約、Vポイント残高利用規約、三井住友プリペイド購入規約（店舗交付以外）、三井住友プリペイド利用規約、個人情報の取扱いに関する同意条項（プリペイド専用）、個人情報の共同利用について、三井住友プリペイド Web サービス利用特約、三井住友プリペイドハイブリッド型特約、Vポイント残高特約、銀行法に基づく電子決済等代行業に係る表示に準拠し、この最新版を確認のうえ、これらに同意することが必要です。

[https://www.smbc-card.com/olive\\_flexible\\_pay/kiyaku/index.jsp](https://www.smbc-card.com/olive_flexible_pay/kiyaku/index.jsp)

## 第2条（特記事項）

Vポイント残高特約第10条4項に記載されている以下の機能は、Vポイントアプリ解約後も両社所定のアプリで確認することができます。

- ① 本フレキシブルペイ（ポイント払いモード）の利用可能残高の表示
- ② 本フレキシブルペイ（ポイント払いモード）の利用履歴の表示

## 第5部 Apple Pay、Google Pay モバイルペイメントの利用について

### 第1条 (Apple Pay の利用について)

本フレキシブルペイの会員が Apple Pay を利用する場合は、「Apple Pay 特約 (Olive フレキシブルペイ用)」、「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約、電磁的方法による情報提供に関する同意条項 (Apple Pay (Olive フレキシブルペイ) 会員) に準拠し、この最新版を確認のうえこれらに同意することが必要です。

### 第2条 (Google Pay モバイルペイメントの利用について)

本フレキシブルペイの会員が Google Pay モバイルペイメントを利用する場合は、「Google Pay モバイルペイメント特約 (Olive フレキシブルペイ用)」、「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約、電磁的方法による情報提供に関する同意条項 (Google Pay (Olive フレキシブルペイ) 会員) に準拠し、この最新版を確認のうえこれらに同意することが必要です。

[https://www.smbc-card.com/olive\\_flexible\\_pay/kiyaku/index.jsp](https://www.smbc-card.com/olive_flexible_pay/kiyaku/index.jsp)

### 第3条 (特記事項)

本フレキシブルペイカードで Apple Pay または Google Pay モバイルペイメントの利用申込みにより設定された iD を利用した場合は、両社所定のアプリで指定した支払いモードに関わらず、デビットモードでの支払いとなります。

(2023年3月1日制定)

## 個人情報の取扱いに関する同意条項

<本同意条項は Olive フレキシブルペイ会員規約 (以下「本規約」という) の一部を構成します。>

会員または会員の予定者 (以下総称して「会員等」という) は Olive フレキシブルペイ (以下「本フレキシブルペイ」という) のお申込にあたって以下の個人情報の取扱いに関する事項に、同意します。

本規約第2部以降に記載されている条項と本規約第1部に記載されている条項が矛盾抵触する場合には、本規約第1部に記載されている条項を優先して適用するものとします。この矛盾抵触がないものについては、全ての部の規定が適用されるものとします。

株式会社三井住友銀行 (以下「三井住友銀行」という) および三井住友カード株式会社 (以下「三井住友カード」という) は保護措置を講じたうえで、以下のとおり会員等の個人情報を電磁的データ等で授受し、利用します。

## 1. 三井住友銀行から三井住友カードに提供する情報

### 【三井住友カードでの利用目的】

- (1) 本フレキシブルペイの申込受付・審査・発行・交付、利用者の管理、年会費無料等の特典の付与、VpassID の登録、Olive フレキシブルペイにおける WEB 明細の申込・提供を行うため。
- (2) ダイレクトメール・e メールその他の方法により、三井住友カードの商品・サービスのご案内・ご提供を行うため。市場調査、データ分析やアンケート等を実施し、新商品・サービス等の研究・開発を行うため。

### 【情報の範囲】

会員等と三井住友銀行とのお取引の中で、会員等が三井住友銀行に届出された情報ならびに会員等が変更された情報（ただし、キャッシュカード暗証番号を除く）。会員等と三井住友銀行とのお取引の実績に関する情報。

## 2. 三井住友カードから三井住友銀行に提供する情報

### 【三井住友銀行での利用目的】

- (1) 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による三井住友銀行の商品・サービスの研究・開発を行うため。
- (2) ダイレクトメールの発送等、三井住友銀行の商品・サービスに関する各種ご提案・ご提供のため。
- (3) 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため。
- (4) その他、会員等とのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

### 【情報の範囲】

本フレキシブルペイに関する紛失情報、更新情報、解約情報、審査結果および会員資格の取消の事実（ただし、その理由を除く）ならびに三井住友カードが保有する会員等の取引内容に関する情報（Olive フレキシブルペイの利用状況・ローン残高等を含む）。

## 3. 個人情報に関するお問い合わせ

(1) 会員は1. 【三井住友カードでの利用目的】(2) の目的で三井住友カードが当該情報を利用している場合であっても、三井住友カードに対しその中止を申出することができます。

<三井住友カードお問い合わせ窓口>

〒164-0001 東京都中野区中野 4-10-2 電話番号 0570-006-838

(2) 個人情報の開示・訂正・削除等の会員等の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当社お客さま相談室までお願いします。

<お客さま相談室（責任者：お客さま相談室長）>

〒135-0061 東京都江東区豊洲 2-2-31 SMBC 豊洲ビル 電話番号 03-6636-8266

(2023年3月1日制定)

## マルチナンバーレスカードに関する特約

後記1条に定めるマルチナンバーレスカードの利用に際しては、後記1条から16条までの追加特約（以下「マルチナンバーレスカード特約」という。）を適用します。なお、特段の定めのない限り、Oliveフレキシブルペイ会員規約（以下「本規約」という。）における定義はマルチナンバーレスカード特約においても適用されるものとします。

### 第1条（目的）

マルチナンバーレスカード特約は、株式会社三井住友銀行（以下「当行」という。）および三井住友カード株式会社（以下「当社」という。）が発行するOliveフレキシブルペイ（以下「本フレキシブルペイ」という。）の機能（本規約により定められた機能をいい、以下「フレキシブルペイ」という。）、当行の普通預金のキャッシュカードとしての機能（当行の「キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定」等により定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」という。）と、ジェイデビットカードとしての機能（「ジェイデビットカード取引規定」により定められた機能をいい、以下「ジェイデビットカード機能」という。）を一体化し、それらの機能を1枚で提供する、「マルチナンバーレスカード」に関して定めるものです。

### 第2条（マルチナンバーレスカードの発行・貸与）

1. 当行の「普通預金規定」、「キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定」、「ジェイデビットカード取引規定」、本規約、マルチナンバーレスカード特約等を承認のうえ、当行および当社にマルチナンバーレスカードの利用を申し込み、当行および当社が認めた者（以下「利用者」という。）に対し、当行および当社は、「キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定」により発行されるキャッシュカード（以下「キャッシュカード（普通預金）」という。）および本規約により発行される本カードに代えて、マルチナンバーレスカードを発行し貸与するものとします。
2. 利用者がマルチナンバーレスカードのキャッシュカード機能を利用して預金を払い戻す場合には、届出の暗証番号を入力するものとします。
3. 利用者が、前記2の場合において、暗証番号の入力に加え、生体認証を用いることを希望する場合には、当行所定の手続きにより行うものとします。なお、キャッシュカード機能を利用する取引の際に生体認証が必要となる取引を「生体認証取引」といい、生体認証取引には、「生体認証取引にかかる特約」が適用されるものとします。

### 第3条（マルチナンバーレスカードの所有権）

1. マルチナンバーレスカードの所有権は当行および当社に帰属するものとし、マルチナンバーレスカードは利用者に貸与されるものとします。



2. 利用者は、マルチナンバーレスカードについて、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできないものとしします。

#### **第4条（別にカードを発行する場合等）**

1. キャッシュカード用と、キャッシュローンまたはカードローン用の2本の磁気ストライプがある形態のキャッシュカードが発行されている普通預金口座について、当該普通預金口座を決済口座とするマルチナンバーレスカードを発行する場合は、当行は利用者に対し、マルチナンバーレスカードとは別にキャッシュローンまたはカードローン専用のカードを発行し貸与するものとしします。

2. 普通預金用と、貯蓄預金用の2本の磁気ストライプがある形態のキャッシュカードが発行されている普通預金口座について、当該普通預金口座を決済口座とするマルチナンバーレスカードを発行する場合は、当行は利用者に対し、マルチナンバーレスカードとは別に、貯蓄預金専用のカードを発行し貸与するものとしします。

3. 利用者がマルチナンバーレスカードの発行を既に受けている場合には、当該マルチナンバーレスカードの決済口座となっている普通預金口座について、普通預金用と、貯蓄預金用の2本の磁気ストライプがある形態のキャッシュカードは同時に発行されないものとしします。

#### **第5条（マルチナンバーレスカードの発行）**

マルチナンバーレスカードの発行は、当行または当社、あるいは当行または当社が指定する第三者に委託して行うものとしします。

#### **第6条（マルチナンバーレスカードの取扱い）**

1. 利用者は、預入れ・払戻し・振込・振替・現金の借受等の取引が可能な機器（以下「自動機」という。）においてマルチナンバーレスカードを利用する場合は、マルチナンバーレスカードに記載されているカード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とフレキシブルペイを使い分けするものとしします。

2. 利用者が、マルチナンバーレスカードのジェイデビットカード機能およびフレキシブルペイの両機能を使用できる加盟店においてマルチナンバーレスカードを利用する場合には、マルチナンバーレスカードを提示する際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申し出るものとしします。

3. 前記1および2において、利用者が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害については、利用者が負担するものとし、また利用者は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとしします。

## 第7条（マルチナンバーレスカードの有効期限）

1. マルチナンバーレスカードのキャッシュカード機能およびジェイデビットカード機能の有効期限は、マルチナンバーレスカードを発行する際に送付するカード台紙、三井住友銀行アプリまたはVpass アプリに表示されたフレキシブルペイの有効期限と同一とします。
2. 当行および当社は、前記1の有効期限までに、有効期限を更新した新たなマルチナンバーレスカードを発行し、利用者の当行届出の住所に送付します。
3. 利用者は、有効期限を更新した新たなマルチナンバーレスカードを受領したときには、有効期限経過後のマルチナンバーレスカードを利用者本人の責任において廃棄するものとします。

## 第8条（マルチナンバーレスカードの喪失等）

1. 利用者は、マルチナンバーレスカードが紛失・盗難・詐取・横領等（以下併せて「喪失等」という。）にあった場合には、直ちにその旨を当行および当社に通知し、最寄りの警察署に届出を行うものとします。
2. 喪失等の通知を当行が受けた場合には、当行がキャッシュカード機能およびジェイデビットカード機能を停止するものとします。また喪失等の通知を当社が受けた場合には、当社がフレキシブルペイを停止するものとします。
3. 前記2にかかわらず、当行および当社のいずれかに喪失等の通知があった場合、当行がキャッシュカード機能およびジェイデビットカード機能を、当行および当社がフレキシブルペイをそれぞれ停止することができるものとします。これに伴う不利益・損害等については、当行もしくは当社または両社の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行および当社は責任を負わないものとします。
4. マルチナンバーレスカードの喪失等により生じた損害の処理に関しては、キャッシュカード機能に係る損害については「キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定」等を、ジェイデビットカード機能に係る損害については「ジェイデビットカード取引規定」を、フレキシブルペイに係る損害については本規約を、それぞれ適用することとします。

## 第9条（届出事項の変更）

1. 利用者は、住所、氏名、電話番号、勤務先等いっさいの届出事項について変更があった場合またはキャッシュカード（普通預金）の暗証番号を変更する場合には、遅滞なく両社所定の方法により届出を行うものとします。利用者が当行に届け出た変更事項（キャッシュカード（普通預金）の暗証番号の変更を除く。）は、当行から当社へ連絡し、これをもって本規約に定める届出があったものとします。
2. 前記1のうち氏名に変更があった場合、またはキャッシュカード（普通預金）の暗証番号を変更する場合には、利用者は当該マルチナンバーレスカードをあわせて当行に提出するものとします。なお、これにより新たにマルチナンバーレスカードが交付されるまでの間、

利用者がマルチナンバーレスカードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

3. 前記1に定める届出事項について変更の届け出が行われなかったことにより利用者がマルチナンバーレスカードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

#### **第10条（マルチナンバーレスカードの解約）**

利用者の責によりマルチナンバーレスカードの再発行ができない場合、マルチナンバーレスカードの更新発行は行わず、当社および当行は本フレキシブルペイの解約をすることができるものとします。この取扱いに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

#### **第11条（フレキシブルペイの一時停止等）**

1. 利用者が本規約またはマルチナンバーレスカード特約に違反もしくは違反するおそれがあると合理的に判断した場合には、当社はフレキシブルペイを一時停止することができるものとします。

2. 当社が前記1によりフレキシブルペイの一時停止を行った場合および本規約に定める会員資格の取消を行った場合（以下併せて「一時停止等の場合」という。）には、同時にキャッシュカード機能は利用できなくなるものとし、当行はキャッシュカード（普通預金）等当行所定のカードを発行し貸与できるものとします。

3. 一時停止等の場合に、当行から新たに当行所定のカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能を利用できません。

4. 一時停止等の場合には、当行または当社は利用者に事前に通知・催告等を行うことなく、当行および当社の自動機や当社の加盟店等を通じて、マルチナンバーレスカードを回収することができるものとします。利用者は、当行または当社からマルチナンバーレスカード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。

#### **第12条（再発行手数料等）**

1. 利用者は、マルチナンバーレスカードの再発行を申し込む場合には、両社所定の方法で届出るものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行に届出があった場合は、当行から当社に送付し、これをもって本規約に定める本フレキシブルペイの再発行の届出があったものとします。

2. 当行および当社が、マルチナンバーレスカードの再発行に応じるときは、当行および当社所定の手続をした後にマルチナンバーレスカードまたは当行所定のカードを再発行または発行します。

3. 前記2に定めるカードが再発行または発行される場合には、利用者は、当行および当社

所定の手数料を支払うものとします。

### 第13条（情報の管理および同意）

1. 利用者は、当行および当社がそのどちらか一方に対して、もしくは当行または当社が情報処理・事務処理を委託する会社に対して、マルチナンバーレスカードの発行、交付、その他マルチナンバーレスカードの業務を遂行するのに必要な範囲において決済口座番号、本フレキシブルペイ会員番号等の利用者情報を提供することについて、あらかじめ同意するものとします。

2. 利用者は、当行と当社との間において、以下の目的・範囲内で、利用者に関する属性、信用状況の照会または情報の提供もしくは交換が行われることについて、あらかじめ同意するものとします。

#### （1）目的

マルチナンバーレスカードの発行・交付、および当行並びに当社が利用者の管理を行うため

#### （2）情報の範囲

本申込書等に記載された利用者の属性情報（住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先など）およびその変更内容、決済口座番号、本フレキシブルペイ会員番号、マルチナンバーレスカードについての利用者に関する情報（当社の審査結果・会員資格の取消の事実等）、利用者と当行および当社との取引内容

3. 当行、当社および情報処理・事務処理を委託する第三者は、提供を受けた利用者の情報を、厳正に管理するものとします。

### 第14条（関係規定）

マルチナンバーレスカード特約に特段の定めがない限り、マルチナンバーレスカードのキャッシュカード機能については当行の「普通預金規定」、「キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定」、「SMBCダイレクト利用規定」、「生体認証取引にかかる特約」その他関係規定により、フレキシブルペイについては本規約等その他関係規定により、ジェイデビットカード機能については「ジェイデビットカード取引規定」により取り扱います。

### 第15条（マルチナンバーレスカード特約の変更等）

1. マルチナンバーレスカード特約の各条項およびその他の条件は、金融情勢、法令その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行の店頭表示、両社ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前記1の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

（2023年3月1日制定）